令和９年度公立特別支援学校に配置する
東京都公立学校スクールカウンセラー選考実施要項

令和８年11月24日
東京都教育委員会

令和９年度の公立特別支援学校に配置する東京都公立学校スクールカウンセラー選考は、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第５号）及び東京都公立学校会計年度任用職員設置要綱（令和元年 12 月 25 日 31 教人職第 1973 号）に基づき、この要項の定めるところにより実施します。

１　職名

東京都公立学校スクールカウンセラー（東京都公立学校会計年度任用職員）

２　身分等

スクールカウンセラーは、地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に基づく会計年度任用職員としての身分を有します。

３　職務内容

スクールカウンセラーは、職務への理解を深め、配置校の校長、配置校を所管する教育委員会の指揮監督の下に、学校内において、校長の経営方針や教育相談の方針に即して、高い勤務意欲や協調性を発揮し、外部機関との連携等を行いながら、以下に掲げる職務を行います。

(1) 児童・生徒へのカウンセリング
(2) 保護者への助言・援助
(3) 児童・生徒集団、学級や学校等の集団に対するアセスメントと助言・援助
(4) 児童・生徒の困難、ストレスへの対処方法、心の教育に資する全ての児童・生徒を対象とした心理教育プログラムの実施
(5) いじめや暴力行為などの問題行動、不登校、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
(6) 教職員に対するコンサルテーション
(7) 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施
(8) 児童・生徒のカウンセリング等に関し、配置校等の校長等及び配置校等を所管する教育委員会が必要と認める事項

４　応募資格

東京都公立学校スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者で、次に掲げる(1)から(4)までのいずれかの要件及び(5)の要件を満たし、かつ、(6)から(10)までのいずれかの要件を満たす者とします。

(1) 公認心理師
(2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、令和９年４月１日現在で臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、１年以上が経過する者
(3) 精神科医
(4) 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第１条に規定する大学及び同法第 97 条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部

長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者

(5) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

カ 特定性犯罪（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第７項により規定）の前科がある者

東京都公立学校スクールカウンセラーとして従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、あらかじめ、選考過程において、面接票等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

(6) 視覚障害者である児童・生徒の障害の状態等に応じて、児童・生徒との的確な意思の相互伝達が可能な者

(7) 聴覚障害者である児童・生徒の障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用し、児童・生徒との的確な意思の相互伝達が可能な者

(8) 肢体不自由者である児童・生徒の障害の状態等に応じて、児童・生徒との的確な意思の相互伝達が可能な者

(9) 知的障害者である児童・生徒の知的機能の発達の遅れや適応行動の困難性等に応じて、児童・生徒との的確な意思の相互伝達が可能な者

(10) 病弱・身体虚弱者である児童・生徒の病気の状態等に応じて、児童・生徒との的確な意思の相互伝達が可能な者

５　任用予定者数

70 名程度（再度任用者を含む。）

６　選考

(1) 選考区分

ア 公募による任用

（ア）令和８年度に、東京都立特別支援学校に配置する東京都公立学校スクールカウンセラーとして任用されていない者

（イ）令和８年度に、東京都立特別支援学校に配置する東京都公立学校スクールカウンセラーとして任用され、令和８年度で公募によらない再度任用回数が４回となる者

イ　公募によらない再度任用

令和８年度に、東京都立特別支援学校に配置する東京都公立学校スクールカウンセラーとして任用され、令和８年度で公募によらない再度任用回数が４回未満の者

(2)　申込みについて

本要項に定める選考を受験しようとする者は、次の定められた期日及び方法により申込みをしてください。

ア　申込期間

令和８年 11 月 24 日（火）から同年 12 月８日（火）まで

イ　申込方法

全ての選考区分で電子申請システム「LoGo フォーム」による申請となります。合否通知等についても、同システムを利用するため、申請者は LoGo フォームアカウントを作成するとともに、アカウントの登録情報を確実に控えてください。選考区分に応じて、以下のＵＲＬ又は二次元コードから電子申請フォームに必要事項を入力し、期日までに申請してください。

（ア）６(1)選考区分「ア　公募による任用」

（第１号の２様式）東京都公立学校会計年度任用職員申込書に基づく電子申請

【申請 URL】https://logoform.jp/form/tmgform/1853407

（イ）６(1)選考区分「イ　公募によらない再度任用」

（第２号の２様式）東京都公立学校会計年度任用職員申込書に基づく電子申請

【申請 URL】https://logoform.jp/form/tmgform/1853410

ウ　提出書類

以下の（ア）から（エ）までについて該当する資格を証する書類を、申込時の電子申請システムで提出してください。

（ア）本要項４(1)に該当する者は、公認心理師登録証の写し

（イ）本要項４(2)に該当する者は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会臨床心理士資格登録証明書の写し

（ウ）本要項４(3)に該当する者は、医師免許証の写し

（エ）本要項４(4)に該当する者は、勤務校の在職証明書

（証明書発行日が令和８年４月１日以降のもの）

エ　申込みの注意事項

（ア）期間中に正常に到達したものを有効とします。電子申請システム「LoGo フォーム」上で、採用選考の申込が到達したかどうかを確認することができます。

（イ）システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、東京都教育委員会は責任を負いません。

（ウ）インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問合せにはお答えできません。

＜問合せ先＞

教育庁指導部特別支援教育指導課

公立特別支援学校に配置する東京都公立学校スクールカウンセラー選考担当

電　話　番　号　０３－５３２０－６８４７（直通）

問合せ受付時間　平日　午前９時から午後５時まで

(3) 選考内容等

ア 選考内容

書類審査及び面接により選考を行います。

ただし、本要項６（１）イに該当する者（東京都立特別支援学校に配置する東京都公立学校スクールカウンセラーとして条件付採用期間中の者は除く。）は、面接による選考に代えて、勤務評価等により選考を行います。

イ 面接日及び面接開始時刻

令和９年１月７日（木）から同月 14 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のうち、受験票で指定されている日時

※ 受験票で指定した日時は変更できません。指定された日時に受験しなかった場合は、「欠席」として合否判定の対象外とします。

ウ 面接選考会場

受験票に記載されている会場にて実施します。

(4) 受験票等関係書類の送付

ア 本要項６(1)アに該当する者は、受験票等関係書類を電子申請システム「LoGo フォーム」受験者のマイページに掲載します。

令和８年 12 月 28 日（月）時点で受信が確認できない場合には、上記の問合せ先に御連絡ください。

イ 本要項６(1)イに該当する者のうち、勤務評価等により選考を行えない（東京都公立学校スクールカウンセラーとして条件付採用期間に該当する）場合は、面接による選考を行います。対象者には、受験票等関係書類を電子申請システム「LoGo フォーム」受験者のマイページに掲載します。現所属校を通じて連絡をする場合があります。

７ 選考後の流れ

(1) 選考結果

選考結果は、令和９年２月上旬（予定）に電子申請システム「LoGo フォーム」受験者のマイページに掲載します。東京都教育委員会のホームページや都庁本庁舎での発表はありません。また、電話等での合否照会には応じられません。

(2) 「任用予定者名簿」への登載

東京都教育委員会が、選考基準に達したと判断した者を合格者とし、公立特別支援学校に配置する東京都公立学校スクールカウンセラー任用予定者として「任用予定者名簿」に登載します。

「任用予定者名簿」の登載期間は令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの１年間です。

(3) 配置校の決定

東京都教育委員会が、任用予定者の中から経験、勤務可能地域、通勤時間等を考慮して配置する学校（以下「配置校」という。）を決定します。

(4) 「任用予定者名簿」からの削除

次の事項に該当した場合には、東京都教育委員会が任用予定者名簿から削除します（配置校が決定されている場合は、決定も取り消します。）。

ア 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合

イ 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合

ウ 心身の故障その他により、東京都教育委員会がスクールカウンセラーとして勤務することが困難と認めた場合

エ 非違行為その他の事由により、東京都教育委員会がスクールカウンセラーとしての適性を欠くと認めた場合

オ 「任用予定者名簿」の登載者本人から、書面により「任用予定者名簿」登載辞退の申出があった場合

カ 選考の過程で申告した事柄に虚偽の内容があることが発覚した場合

キ 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪※事実該当者であることが確認された場合

ク 特定性犯罪※の前科に重要な経歴の詐称があった場合

※ こども性暴力防止法第２条第７項に規定する性犯罪をいう。

(5) 補充任用候補者の「補充任用候補者名簿」への登載

不合格者のうち、成績上位者は、補充任用候補者として「補充任用候補者名簿」に登載します。

この場合、令和９年度途中に欠員が生じ、補充の必要のある場合にのみ当該名簿から任用するものであり、任用が保証されているものではありません。

「補充任用候補者名簿」の登載期間は、令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの１年間です。

なお、任用された場合の任用期間は、任用された日から令和 10 年３月 31 日までになります。

(6) 「補充任用候補者名簿」からの削除

次の事項に該当した場合には、東京都教育委員会が「補充任用候補者名簿」から削除します（配置校が決定されている場合は、決定も取り消します。）。

ア 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合

イ 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合

ウ 心身の故障その他により、東京都教育委員会がスクールカウンセラーとして勤務することが困難と認めた場合

エ 非違行為その他の事由により、東京都教育委員会がスクールカウンセラーとしての適性を欠くと認めた場合

オ 「補充任用候補者名簿」の登載者本人から、書面により、「補充任用候補者名簿」登載辞退の申出があった場合

カ 選考の過程で申告した事柄に虚偽の内容があることが発覚した場合

キ 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪※事実該当者であることが確認された場合

ク 特定性犯罪※の前科に重要な経歴の詐称があった場合

※ こども性暴力防止法第２条第７項に規定する性犯罪をいう。

８ 勤務条件

(1) 配置校等

ア 公立特別支援学校に配置します。

※ 公立特別支援学校とは、都立特別支援学校及び区立特別支援学校（都外に所在する学校を含む。）をいいます。

イ 勤務することを命じられる公立特別支援学校は、一人のスクールカウンセラーにつき、２校

以内を原則とします。

ただし、令和８年度に都立特別支援学校の東京都公立学校スクールカウンセラーとして任用されていない者については、１校を原則とします。

(2) 勤務時間

１校当たり年間 38 回、１回当たり７時間 45 分とします。

(3) 報酬等

ア 報酬

令和８年度実績では、１回の勤務につき日額 47,200 円です。経験者加算などはありません。また、一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給します。

イ 通勤費

上記の報酬とは別に、規定に基づき通勤費を支給します（令和８年度実績：上限 7,100 円／日）。

(4) 休暇等

（有給）年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、妊娠出産休暇、病気休暇※

※ 勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

（無給）育児時間、健康管理休暇、妊娠症状対応休暇

※ 一定の要件に該当する場合

※ 法令等の改正により変更となる場合があります。

(5) 任用期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までとします。

任期は、１年以内とし、かつ、２会計年度にわたらないものとします。ただし、一定の要件を満たす場合、４回を上限として、公募によらない再度任用が認められることがあります。

なお、期間を定めての任用であり、令和 10 年４月１日以降の任用を保証するものではありません。

(6) その他

勤務する日は、職務の性質上、児童・生徒へのカウンセリングやアセスメント、教職員に対するコンサルテーションを継続的にきめ細かく行う必要があるため、配置校の予定や都合と照らして、年間を通して偏りがないように設定しますので、あらかじめ、御了承ください。

９ その他

(1) 申込後に辞退をされた場合、申込みに係る提出書類等のデータは一定期間経過後に削除します。

(2) 指定日以外の選考は行いません。